

# 雇用保険制度の改正概要について

## 1 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイマーが被保険者となる基準が  
「6ヶ月以上の雇用見込み」 「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

「31日以上雇用見込みがあること」とは・・・  
31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。  
このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。  
・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき。  
・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき。

## 2 雇用保険料率の変更

平成22年度の雇用保険料率が、1000分の4.5引き上げとなりました。

区分	雇用保険料率	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000 15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000 17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	14/1000 18.5/1000	7/1000	11.5/1000

## 3 季節的に雇用される方の適用要件の緩和

パートタイマーであって、季節的に雇用される方は、被保険者にはなれませんでした。次のいずれの要件も満たしている場合は、短期雇用特例被保険者に該当することになります。

季節的に雇用される者であって  
4ヶ月を超える雇用見込みがあること  
1週間の所定労働時間が、週30時間以上であること



## 4 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善(今後施行予定)

事業主から資格取得届が提出されていなかったために、未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及適用が可能でした。  
施行日( )以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて遡及適用が可能になります。  
本措置の施行日は、平成22年3月31日から9ヶ月以内の政令で定める日からとなります。

詳しくは、厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課 (☎011-709-2311 内線3676) または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お知らせ

information  
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
地域振興グループ ☎ 76 - 2151  
FAX 76 - 2976

### 子ども手当の現況届が必要となります！

現在、子ども手当を受けている方には、役場より現況届が郵送されてきますので、6月末までに提出をお願いいたします。  
この届出は、養育している児童数、年金の加入状況、住所などを確認し、子ども手当を引き続き受給できる要件を満たすかどうか確認するための大切なものです。

現況届が未提出の場合は、6月分以降の手当を支給することが出来ませんので忘れずに提出しましょう。  
なお、4月と5月に新規申請された方については、平成22年度の現況届は必要ありません。今後の振込月は10月、2月、6月です。  
問い合わせ先 役場福祉担当 ☎ 76-2151(内線299)

平成22年度国家公務員採用(税務)試験のお知らせ  
受験資格  
平成元年4月2日～平成5年4月1日生まれの方  
受験申込期間  
6月22日(火)～6月29日(火)試験日  
第1次試験 9月5日(日)  
第2次試験 10月14日(木)～21日(木)の指定する日  
問い合わせ先  
網走税務署総務課 ☎ 0152-43-2181

網走税務署本庁舎へ移転のお知らせ  
本庁舎所在地  
〒093-0006  
網走市南6条東5丁目9番地

代表電話番号  
☎ 0152-43-2181  
本庁舎での執務開始日  
平成22年6月21日(月)

町税の納付通知書は届いていますか  
5月中に平成22年度の固定資産税・軽自動車税の納付書の発送を行いました。  
昨年末で納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたら税務担当までお問い合わせください。  
なお、今月は町道民税・国民健康保険税の納付書が発送になります。  
問い合わせ先 役場税務担当 ☎ 76-2151(内線220)

6月1日から7日は水道週間です  
私たちの生活になくてはならない水道。  
安全で良質な水道水を安定的に供給していくためにも、資源である水を大切に使用しましょう。  
「水道に  
寄せる信頼  
飲む安心」

### 地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

**事務所荒らしの発生!**  
4月中、美幌町において、会社事務所に忍び込み、現金を狙う事務所荒らしが発生しています。  
窃盗事件の発生!  
4月中、美幌町内で、敷地内に置いていた機械や、庭に植えた木や花が盗まれるといった窃盗事件が発生しています。  
振り込め詐欺被害にご注意ください。  
学校や職場の名簿等を利用して、家族の実名で詐欺の電話が掛かってきています。  
家族の名前を名乗られても、「急にお金が必要になった」「電話番号が変わった」などの怪しい電話の内容であった場合には、以前から使っていた電話番号に掛けてみて本当の家族が確認しましょう。

### 交通安全情報

自転車のルールを守っていますか

小学生や中学生、高校生、そしてお年寄りまで、自転車に乗る姿をよく見かけます。  
自転車は、道路交通法では『その他の車両』とされ、自動車同様、交通違反者には、厳しい罰則規定があります。  
自転車交通違反罰則の一例  
・酒酔い運転  
・信号無視  
・夜間の無灯火  
・ブレーキが故障した自転車の運転  
また、平成20年6月の道路改正により、13才以下、70才以上・身体障がい者の方や車道の走行が危険な場合は、自転車で歩道を走行してもよいことになりました。  
しかし、歩道はあくまでも歩行者優先の道路です。民事責任判決では、歩行者を負傷させた自転車の運転者に数千円円の損害賠償金が命じられた事例があります。絶対に危険な運転はしないようにしましょう。

住民生活グループ ☎ 76-2151